名古屋議定書に関する国際動向について

現在の締約国と署名の結果

ዹ 締約国

- ・ガボン、ヨルダン、ルワンダ、セイシェル、メキシコの5か国。 (メキシコ以外の4カ国は国内措置未整備。メキシコは提供国措置を既存の 法律において規定しているが、利用国措置は未整備。)
- ◆ 署名(平成23年2月2日から平成24年2月1日までの1年間署名開放)
- ・日本(平成23年5月11日)を含む91ヶ国及びEUが署名。

主要な国の締結に向けた検討状況

👃 EU

- ・平成23年10月24日~12月30日の期間でパブリック・コンサルテーションを実施。
- COP12 (2014年)までの早い時期に締結することをEU閣僚会議で 合意。

🚣 ノルウェー

・提供国措置及び利用国措置を規定した既存の法律あり。締結に向けて、既存の法律に基づく規則を制定中。

♣ スイス

- ・既存の法律の改正により利用国措置を講じる予定であり、改正案の パブリックコメントを9月6日まで実施。
- ・締結は早くて2013年秋の見込み。

(改正案の内容)

- ・他国の遺伝資源を利用する者に注意義務を課し、商業化前の届出を義務化。
- ・不注意による場合を含み、未届出や虚偽の届出には罰金を処する。
- ・伝統的知識についても遺伝資源に準じる形で措置を適用。

♣ 韓国

- ・公布中の新法に提供国措置を規定。
- ・別途ABS法の制定を政府内で検討中。